

広島市規則第 57 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事

務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 27 年広島市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「外国人生活保護実施関係情報」の右に「（省令第 22 条第 4 号カに掲げるものに該当するものを除く。）」を加える。

第 5 条第 2 号中「次に掲げる」を「要介護認定（介護保険法第 19 条第 1 項の要介護認定をいう。以下同じ。）又は要支援認定（同条第 2 項の要支援認定をいう。以下同じ。）に関する」に改め、同号ア及びイを削る。

第 7 条第 4 号中「次に掲げる」を「要介護認定又は要支援認定に関する」に改め、同号ア及びイを削る。

第 15 条第 2 号ケ中「第 157 条第 5 号カ」を「第 157 条第 5 号ヨ」に改める。

第 25 条を削り、第 26 条を第 25 条とする。

第 2 条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

本則中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。